

**令和 8 年度 広報東住吉「なでしこ」編集等業務委託
事業者募集要項（公募型プロポーザル）**

1 案件名称

令和 8 年度 広報東住吉「なでしこ」編集等業務委託

2 業務内容に関する事項

(1) 業務の目的と概要

【目的】

広報東住吉「なでしこ」は、区民と区役所をつなぐ身近な情報媒体として、市政・区政に関する重要な情報を伝えるとともに、行事や地域情報の紹介など、区民に役立つ情報を提供するため発行している。本業務は、区民が求める情報や、区として確実に届けたい情報をわかりやすく提供し、広報紙を通して、区民の区政への理解や関心を高めるきっかけとなるよう魅力ある紙面づくりを行うことを目的に、紙面全体のレイアウトやデザイン、キャッチコピーの提供等を行う業務である。

【概要】

月 1 回発行する広報東住吉「なでしこ」の編集等業務

(広報東住吉「なでしこ」の概要)

規格：タブロイド判 8 ページ（7 回）・12 ページ（5 回）

発行部数：79,000 部／月

発行日：毎月 1 日

配布方法：

- ・毎月 1 日～5 日（5 月・1 月は 1 日～7 日）の間に区内の世帯・事業所に全戸配布
- ・区役所・区内 OsakaMetro 各駅・近鉄南大阪線針中野駅・区内郵便局・大阪市関連施設等に配架

(2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(3) 契約上限額

金 5,344,532 円（消費税含む）

※契約の締結は、令和 8 年度予算の発効を条件とする。

(4) 契約期間

令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日

(5) 履行場所

本市指定場所

(6) 費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、本市は、契約金額以外の費用を負担しない。

3 契約に関する事項

(1) 契約の方法

大阪市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがあるほか、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を講じることがある。また、本市が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

(2) 委託料の支払い

支払いについては、受注者からの請求に基づき各月号の履行確認後に支払う。なお、端数が生じた場合は、最終号の経費に含むものとする。

(3) 契約保証金等

契約保証金 要

ただし、大阪市契約規則第 37 条第 1 項第 1 号もしくは第 3 号に該当する場合は免除する。
保証人 否

(4) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4 応募資格等

次に掲げる条件のすべてに該当すること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (2) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。
- (3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと。
- (4) 本業務を履行できる体制が整備されていること。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。また、特定の公職者または政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。
- (6) 納税義務者にあつては、直近2か年の消費税及び地方消費税、市町村民税及び固定資産税を完納していること。
- (7) その他、公共の福祉に反する活動をしていないこと。
- (8) 法人格を有すること。
- (9) 広報冊子、広報紙等について企画編集業務の受注実績があること。

5 スケジュール

- | | |
|-----------|-------------------|
| ・公募開始 | 令和7年12月2日（火） |
| ・質問受付締切 | 令和7年12月11日（木） |
| ・質問に対する回答 | 令和7年12月16日（火）（予定） |

・参加申請関係書類の提出期限	令和7年12月22日（月）
・参加資格決定通知	令和7年12月24日（水）
・提案用原稿の送信	令和7年12月24日（水）
・提案用原稿に関する質問締切	令和8年1月8日（木）
・提案用原稿に関する質問に対する回答	令和8年1月14日（水）（予定）
・企画提案書の提出期限	令和8年1月21日（水）
・企画提案会（プレゼンテーション）	令和8年2月16日（月）（予定）
・選定結果通知	令和8年2月下旬
・契約締結・事業開始	令和8年4月1日（水）
・事業完了	令和9年3月31日（水）

6 応募手続き等に関する事項

(1) 参加申請手続き及び参加資格決定通知

ア 受付期間

令和7年12月2日（火）9時00分～令和7年12月22日（月）17時30分まで

イ 提出書類

別紙1「参加申込にかかる提出書類一覧表」のとおり

なお、提出書類は様式どおり作成すること。様式外の書類を提出した場合は、必要書類が不足していると判断し、申込みそのものを無効とする場合があるので注意すること。

ウ 提出方法

持参または送付により、下記「9（2）提出先、問合せ先」まで1部提出すること。（土・日・祝日を除く9時～17時30分）

送付の場合は、提出書類の配達状況を追跡・確認できる方法で送付し、提出期限までに必着すること。

エ 参加資格決定通知

令和7年12月24日（水）に電子メールにより通知する。

(2) 質問の受付

ア 提出期限

令和7年12月11日（木）17時30分（必着）

イ 提出方法

別紙2「令和8年度 広報東住吉「なでしこ」編集等業務委託の公募型プロポーザルに関する質問票」に記入のうえ、次のメールアドレス宛提出すること。これ以外の方法による受付は行わない。

ウ 提出先

電子メールアドレス：tv0001@city.osaka.lg.jp

メールの件名は、「広報東住吉「なでしこ」公募型プロポーザルに関する質問」とし、送信後、必ず電話で受信の確認の連絡をすること。

エ 質問に対する回答

令和7年12月16日（火）（予定）に東住吉区ホームページに掲載する。

(3) 企画提案書の提出

ア 受付期間

参加資格決定通知後～令和８年１月２１日（水）１７時３０分まで

イ 提出方法

次の提出書類を持参または送付により、下記「９（２）提出先、問合せ先」まで提出すること。（土・日・祝日を除く９時～１７時３０分）

送付の場合は、提出書類の配達状況を追跡・確認できる方法で送付し、提出期限までに必着すること。

ウ 提出書類

- ・様式 別紙３「編集・デザイン提案にかかる提出書類一覧表」のとおり

提出書類は様式どおり作成すること。様式外の書類を提出した場合は、必要書類が不足していると判断し、申込みそのものを無効とする場合があるので注意すること。

- ・提出部数 正本１部、副本７部 計８部

- ・その他 副本７部については、事業者名、代表者名、所在地などは記載しない（もしくは黒塗りする）などして、提案者が推定できる記載を行わないこと。万一、推定できる記載があった場合は、本市において黒塗りする。

(4) 提案用原稿の送付

提案用原稿（Word データおよびイラスト・写真データ）は令和７年１２月２４日（水）（予定）に電子メールにより送信するので、別紙５「編集・デザイン提案作品について」に基づき企画提案作品を作成すること。

(5) 提案用原稿に関する質問の受付

ア 受付期限

令和８年１月８日（木）１７時３０分（必着）

イ 提出方法

別紙４「令和８年度 広報東住吉「なでしこ」編集等業務委託 編集・デザイン提案用原稿データに関する質問票」に記入のうえ、次のメールアドレス宛提出すること。これ以外の方法による受付は行わない。

ウ 提出先

電子メールアドレス：tv0001@city.osaka.lg.jp

メールの件名は、「広報東住吉「なでしこ」提案用原稿に関する質問」とし、送信後、必ず電話で受信の確認の連絡をすること。

エ 質問に対する回答

令和８年１月１４日（水）（予定）に東住吉区ホームページに掲載する。

７ 企画提案会（プレゼンテーション）に関する事項

企画提案書を提出期限までに提出した事業者は、企画提案会に出席し、プレゼンテーションを行うこと。

(1) 開催日

令和８年２月１６日（月）

(2) 開催場所

東住吉区役所

(3) 内容・説明方法

- ・別紙３「編集・デザイン提案にかかる提出書類一覧表」に記載している様式を使用し、企

画提案（実施方針等）について口頭にて説明を行うこと。なお、資料の追加・変更は認めない。また、プロジェクター等での資料投影は不可とする。

- ・ 1 者あたり 30 分程度（うち説明約 15 分以内、質疑応答含む）とし、参加者は 1 者あたり 3 名以内とする。

※企画提案会を欠席した場合、選定から除外する（企画提案会を中止した場合を除く）。

※詳細については、別途、企画提案会参加事業者電子メールにより通知する。

8 選定に関する事項

(1) 審査基準

審査は、次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

- ・ 業務目的及び業務内容の理解度【20 点】

業務の目的、内容の重要度を的確に反映した提案内容となっているか。

- ・ 業務目的をふまえた理解度【10 点】

手にとって読んでみたいと思えるような企画・創意工夫があるか。

- ・ 編集【30 点】

編集構成【15 点】

「分かりやすく」伝える工夫がされており、読みやすい構成となっているか。

文章表現【15 点】

記事内容に即したキャッチコピーや、誰にでもわかりやすい文章表現になっているか。

- ・ デザイン【35 点】

デザイン・レイアウト【15 点】

デザイン性に優れており、編集内容を適切に伝達するためのレイアウトになっているか。

図表等の表現【10 点】

図表等が情報に合わせて適切に表現されているか。

書体・配色【10 点】

記事の内容にあった文字の書体やサイズ、色使いができているか。

- ・ 業務遂行能力【5 点】

本業務を的確に遂行できる人員及び本業務を確実に実施できる体制が構築されているか。

(2) 選定方法

ア 本企画提案の審査については、広報東住吉「なでしこ」編集等業務委託事業者選定会議を開催し、その意見を受けて本市が選定する。

イ 企画提案書（様式 8）、企画提案作品をもとに審査を行い、最も優れた企画提案者（評価点の合計が 6 割以上かつ各審査項目の評価点が次の基準（※）を満たすもののうち、総合計が最も高い事業者）を選定のうえ、その企画提案者を受託予定者とする。

※各審査項目の基準

- ・ 業務遂行能力以外の審査項目 …すべての項目（7 項目）において配点の 4 割以上
- ・ 業務遂行能力 …配点の 6 割以上

ウ 審査の結果、評価点が最も高い事業者が複数いる場合は、次の方法により決定する。

「業務目的及び業務内容の理解度」、「業務目的をふまえた企画力」、「編集」の合計点が高い者を受注予定者とする。

エ 選定会議委員全員の合計点が最も高い事業者の評価において、委員のうち一人でも合計の評価点が 6 割未満の場合は受注予定者として選定しない。

(3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ア 選定会議委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- イ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと。
- ウ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること。
- エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと。
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

(4) 選定結果の通知及び公表

審査結果及び選定結果は決定後速やかに、電子メールにより全ての参加者に通知するとともに、東住吉区ホームページに掲載する。

9 その他

(1) 提案に要する費用、条件等

- ア 企画提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。
- イ 採用された企画提案書は、大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号）の規定に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- ウ すべての企画提案書は返却しない。また、提出された書類に虚偽の申請があった場合は、提出されている書類のすべてを無効とする。
- エ 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない（大阪市情報公開条例に基づく公開を除く）。
- オ 期限後の提出、差し替え等は認めない（本市が補正等を求める場合を除く）。
- カ 申請者は、選定後、本要項等の内容について、不明または錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。
- キ 本プロポーザルは受注予定者の選定を目的に実施するものであり、契約後の業務については、本市と協議を行い策定する仕様に基づき実施するため、必ずしも提案内容どおり実施するものではない。
- ク 参加申請後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の本プロポーザルへの参加は無効とする。
- ケ 受注予定者と契約を締結することができない事由が生じた場合は、企画提案審査において次順位以下となった応募者のうち、合計点が上位であった者から順に、協議の上、契約交渉を行うことができるものとする。ただし、選定会議委員のうち一人でも評価点の合計が6割未満の場合は、受注予定事業者として選定しない。
- コ 契約の締結は、令和8年度予算の発効を条件とする。
- サ 上記に伴い、本プロポーザルへの参加者又は受託予定者において損害が生じた場合であっても、本市はその損害について一切負担しない。

(2) 提出先、問合せ先

〒546-8501 大阪市東住吉区東田辺1丁目13番4号

大阪市東住吉区役所総務課（東住吉区役所 5 階 53 番窓口）

担 当： 神代・加藤

電 話：06-4399-9683

メー ル：tv0001@city.osaka.lg.jp